

令和3年度

兵庫県共同募金会尼崎市共同募金委員会 公募助成事業

あ かい はね

ち い さ な い っ ぽ  
プロジェクト



あかはねちゃん  
©兵庫県共同募金会

## 尼崎のまちをよくするとりくみ



誰もが住みなれた地域で、安心して安全に暮らし続けることができるよう地域の方々や団体が主体となって行う、地域をもっと素敵にするための活動に対して、共同募金を財源とした公募配分の募集を行います。

## 募集期間

令和3年 7月26日(月)~

8月25日(水)まで

### 目的

- ・ 共同募金の使い道の透明性を高める
- ・ 市内で活動するグループ・団体らが行う多種多様な活動を支援できるものとする
- ・ これまで募金活動に関わりのなかった団体・グループに対して、積極的な募金活動への参加を促し、新たな協力者の発掘を行う
- ・ 先駆的な取り組みや制度外の活動といった新たな活動への立ち上げを支援する
- ・ 各種団体が地域と積極的に関わり、地域がもっと元気になるような活動を広げていく

### 助成対象

- ・ 尼崎市で活動する地縁組織、グループ、団体  
※例…社会福祉連絡協議会、単位福祉協会、ボランティアグループ、PTA、老人クラブ、婦人会、子ども会、NPO 等

### 助成内容

- ① 立ち上げ助成  
(新たに活動を立ち上げる団体へ助成)
- ② ステップアップ助成  
(これまで活動してきているが、新たに何か取り組む団体へ助成)
- ③ 「with コロナ活動応援助成」  
(コロナ禍での活動継続、再開に取り組む団体への助成)



## 助成額

本事業の助成総額 **30** 万円

①1 団体 上限 **10** 万円    ②1 団体 上限 **3** 万円    ③1 団体 上限 **3** 万円

※5 万円以上の助成を受ける団体については対象経費の10%は自己資金を充当すること。

## 助成要件

- ・ 新しく立ち上げる事業、取り組む事業であること
  - ※ ③については、既存活動の継続、再開にむけて取り組んでいるもの
- ・ 今後も継続的な活動が望めるもの
- ・ 営利を目的とする活動や宗教的活動、政治的活動、特定の人物に対する支持を目的とした活動でないこと
- ・ グループ・団体内でメンバー間の承認を得たうえで申請していること

## 助成対象経費

- ・ 会場借上費 … 会場使用料
- ・ 印刷製本費 … 資料印刷、コピー代等
- ・ 広報費 … チラシ、ポスター代等
- ・ 通信運搬費 … 切手代等
- ・ 保険料 … ボランティア保険、行事保険等
- ・ 講師謝礼 … 講師への謝礼金、旅費、交通費等
- ・ 旅費交通費 … 活動にかかる旅費交通費
- ・ 材料費 … 食料品、資材等
- ・ 消耗品費 … コピー用紙、文具、衛生用品((例)非接触型体温計、消毒用アルコール)等
- ・ 備品・物品購入費用 … 事業で使用する備品等

※ご不明な点はお尋ねください



## 申請方法

### 《申請書類》

- ・ 様式 1-1「あかいはねちいさないっぽプロジェクト助成申請書」
- ・ 様式 1-2「グループ・団体名簿」
- ・ 様式 1-3「収支予算書」
- ・ 活動が分かるようなチラシ等(あれば)

### 【注意事項】

- ※様式 1-2、1-3 に関してはグループ・団体で独自で作成されているものを充当してもかまわない
- ※申請期間中に本会事務局まで提出か郵送で提出  
(郵送の場合は締日の消印有効、それ以降は受け付けないものとする)
- ※1 グループ・団体につき 1 申請とする
- ※新規事業に関しては連続して 3 年は申請することが可能  
(ただし、1 年ごとに申請をする必要がある)
- ※収入と支出の金額は一致すること

## 対象事業例

### ■支援活動

- ・ 引きこもり支援
- ・ 学習支援活動
- ・ 不登校児童への支援活動
- ・ 高齢者や障害者など日常生活に不安を感じている方への支援活動
- ・ 子育て支援活動
- ・ バリアフリーマップづくり
- ・ 地域内での孤立防止のための支援活動
- ・ 母子家庭、父子家庭への支援活動
- ・ 生活困窮者への支援活動
- ・ 見守り活動 等…
- ・



### ■交流活動

- ・ 交流イベント(参加者を限定しないものに限る)
- ・ 地域の居場所づくり
- ・ 世代交流間交流事業
- ・ 障害者スポーツ大会
- ・ 子育てサロン 等…



### ■啓発活動

- ・ 子育て情報パンフレット作成
- ・ 地域の会館で福祉講演会 等…



### ■人材育成活動

- ・ 担い手養成のための活動
- ・ こども向け福祉学習会(車いす体験等) 等…

## 審査方法

- ・ 募金推進委員会で申請内容を審査し、助成団体と助成額を決定します  
※審査は、令和3年度は書類審査を予定しています。

## 結果報告

- ・ 審査結果については各申請団体、グループへ文書で通知します
- ・ 助成決定後はすみやかに申請した事業を実施し、事業報告・収支決算(領収書コピー添付)、活動の様子が分かる写真を提出してください

※報告に必要な書類等の詳細については助成決定後に助成団体・グループへ審査結果と共に通知します



## 助成を受ける団体へのお願い

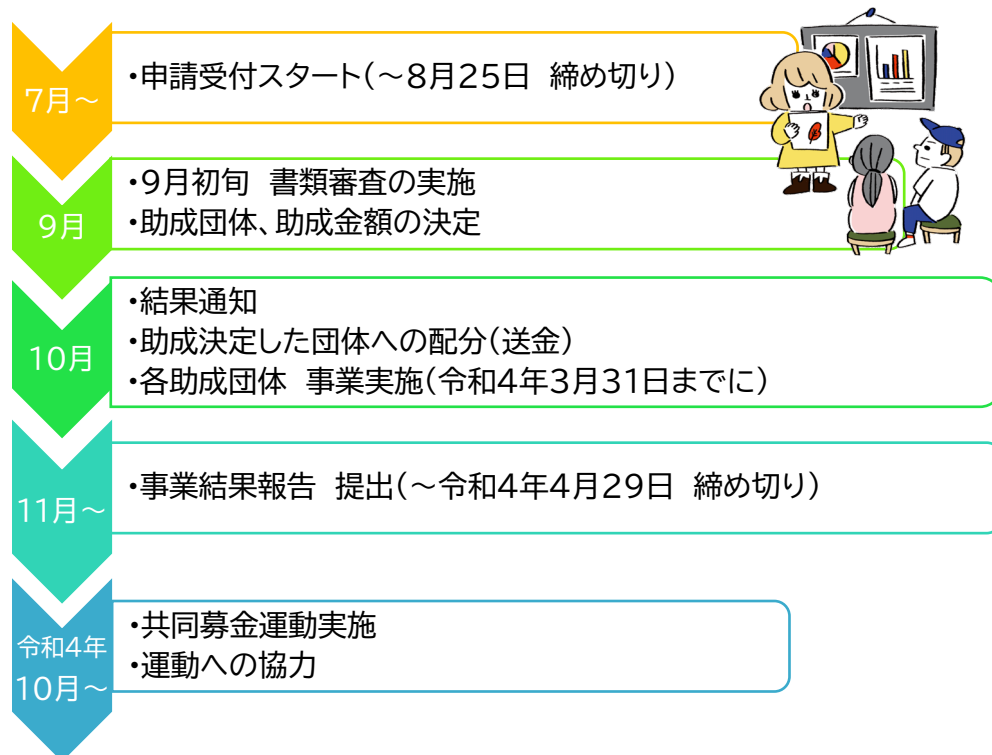
- ・ 赤い羽根共同募金助成事業であることが分かるようにPRしてください
- ・ 募金活動への協力(参加形式は問いません)  
※ 活動例…街頭募金、啓発活動、学習会の開催、ポスター掲示、募金箱の設置等
- ・ 助成した事業に対して、必要に応じて取材を受け入れてください



## 助成金の取り消し・返還

- ・ 年度内に支出できなかった場合
- ・ 助成決定後、助成申請した事業内容と異なる使用をした場合
- ・ 助成金にかかる経理が不明確である場合
- ・ 助成した事業以外に使用した場合
- ・ 赤い羽根共同募金助成事業であることをPRしなかった場合
- ・ その他、兵庫県共同募金会、尼崎市共同募金委員会、尼崎市社会福祉協議会の指示に従わず不適当と認めた場合

## 助成スケジュール



## お問合せ

兵庫県共同募金会 尼崎市共同募金委員会 (尼崎市社会福祉協議会)

住所:尼崎市東大物町1-1-2 尼崎市社協会館内

電話:06-6489-3550(代表) FAX:06-6489-3526

